

男女共同参画



男女共同参画社会とは…



3 女性だけの問題

ではありません

このような「ジェンダー」の意識は、職場や地域において女性の地位向上の妨げとなっているだけでなく、仕事を持つ女性にとっては、仕事と家庭の二重の負担を負わせることになり、不平等や不利益をもたらしています。

また男性にとっても、急激な社会変化の中で、これまでの固定的な役割分担や生活スタイルを見直すことが必要となっているにもかかわらず、生活面での自立ができなかったり、つくられた男性像に縛られストレスが原因の病気にかかる人もいます。

このように性別による固定的な役割分担意識は女性だけの問題ではなく、男性にとっても大きな問題なのです。

4 みんなの意識が

変わることが大切

こうした問題の解決のために、昭和61年に「男女雇用機会均等法」が、平成11年には「男女共同参画社会基本法」が施行されるなど、ここ10数年の間に、男女平等の視点に立ったさまざまな法律や制度が整備されてきました。

これを受けて、山口県では平成12年に「山口県男女共同参画推進条例」を施行し、長門市でも平成13年に「ながと男女共同参画計画」を策定して、男女共生のまちづくりを進めています。

しかし、いくら法律や制度が整っても、私たちの意識が変わらなければ男女共同参画社会は実現できません。行政の取り組みだけでなく、市民の皆さんと一体となった取り組みが大切なのです。

5 男女共同参画

への第一歩

男女共同参画とは「男女が性別にかかわらずなくその個性と能力を十分に発揮することができて、社会の対等な構成員として、自分の意思で、社会のあらゆる分野における活動に参画し、共に責任を担うこと」と定義づけられています。

一人の人間として尊重され、生き方を選択できる社会の実現には、私たちの意識や暮らしの中に溶け込んでいくことが第一歩です。男女の型でなく「自分らしさ」に自信を持ち、お互いを認め合うことが大切です。それぞれの生き方を尊重し、ジェンダーに関係した古い慣習やしきたりにとらわれない意識改革が一人ひとりに求められています。

男女共同参画キーワード

1 女性のエンパワーメント

「力をつける」という意味です。女性が政治や文化などあらゆる分野で自分自身の判断力や行動力、経済力を養うことで、地位を向上していくという考え方を指します。

2 セクシュアルハラスメント

職場や学校で不平等な権力関係を背景として起こる相手の意に反するような性的な言動のことです。これにより相手に不利益を与えたり職場環境が悪化したりします。

3 ドメスティック・バイオレンス

配偶者や恋人など、親密な関係にある男女間の暴力的行為のことです。殴る、蹴るなどの身体的暴力のほかに、精神的暴力、経済的暴力などがあります。

4 アンヘイドワーク

家事や育児・介護など、地域や家庭における無償労働のことです。これらの9割は女性が担われているといわれています。農村では、農作業自体も無償という女性も多く、家族協定の締結が求められています。

5 ポジティブアクション

男女の格差をなくし、対等に活動できるように、どちらか一方に対して積極的な機会を提供する特別な措置のことです。例えば審議会などあらかじめ女性委員の数を定めておいたりすることです。